

費目	単位	1割	2割	3割	加算 単位	内容の説明
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	¥23	¥47	¥71	日	①介護職員の内介護福祉士が80%以上の配置の場合 ②勤続10年以上の介護福祉士35%以上 ③サービスの向上に資する取り組みを実施
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	¥19	¥39	¥58	日	介護職員の内介護福祉士が60%以上の配置の場合
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	¥6	¥13	¥19	日	①介護職員の内介護福祉士が50%以上の配置の場合 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上
送迎加算	184	¥200	¥401	¥601	片道	送迎を行う場合に加算する
個別リハビリテーション実施加算	240	¥261	¥523	¥784	回	個別リハビリを実施した場合に加算
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅰ	51	¥55	¥111	¥166	日	在宅復帰率・ベッド回転率・リハビリテーション専門職の配置等の指標を用いて評価し、加算の算定基準に達した場合(算定した数が40以上)で、地域貢献活動を行っている
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ	51	¥55	¥111	¥166	日	在宅復帰率・ベッド回転率・リハビリテーション専門職の配置等の指標を用いて評価し、加算の算定基準に達した場合(算定した数が70以上)
夜勤職員配置加算	24	¥26	¥52	¥78	日	入所者数が20またはその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護・看護職員を配置しかつ、2人を超えている場合に加算
療養食加算	8	¥8	¥17	¥26	食	医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合に加算
重度療養食管理加算Ⅰ	120	¥130	¥261	¥392	日	要介護4又は5に対し、計画的な医療管理が継続的に必要な方に対し加算
重度療養食管理加算Ⅱ	60	¥65	¥130	¥196	日	特定介護老人保健施設短期入所療養介護(日帰り短期入所)の場合は60単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ						介護報酬総単位数×加算率7.5%(1単位未満四捨五入)×10.9(1円未満切り捨て)
総合医学管理加算	275	¥299	¥599	¥899	日	治療管理を目的とし、厚生労働大臣が定める基準に従い、指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算。

費目	単位	1割	2割	3割	加算 単位	内容の説明
口腔連携強化加算	50	¥54	¥109	¥163	回	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回に限り加算
緊急対応入所受入加算 (要介護者のみ)	90	¥98	¥196	¥294	日	緊急的に入所を受け入れた場合、利用を開始した日から7日を限度として加算(家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日算定可能)
緊急時施設療養費	518	¥564	¥1,129	¥1,643	日	入所者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる入所者に対し、応急的な治療管理としての投薬、注射、検査、処置等が行われた場合
	実施した医療行為に応じて算定					やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について算定
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	¥109	¥218	¥327	月	見守り機器等のテクノロジーを複数導入していることや、職員間の適切な役割分担の取組等を行い、1年以内ごとに1回、業務改善の効果を示すデータの提供を行った場合。(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の成果が確認されている場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	¥10	¥21	¥32	月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じ、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していることや、1年以内ごとに1回、業務改善の効果を示すデータの提供を行った場合
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	200	¥218	¥436	¥654	日	認知症行動・心理症状の為、在宅生活が困難であると医師が判断し、利用を開始した日から7日を限度として加算
認知症ケア加算	76	¥82	¥165	¥248	日	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が判断し指定短期入所療養介護を行った場合
若年性認知症利用者受入加算 Ⅰ	120	¥130	¥261	¥392	日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない ※日帰り短期入所の場合は60単位
若年性認知症利用者受入加算 Ⅱ	60	¥65	¥130	¥196	日	
認知症専門ケア加算 Ⅰ	3	¥3	¥6	¥9	日	介護を必要とする認知症者の割合が2分の1以上 認知症介護に係る専門的な研修の修了者が1人以上配置しチームとして専門的な認知症ケアを実施していること
認知症ケア加算 Ⅱ	4	¥4	¥8	¥12	日	加算(Ⅰ)の基準を満たしていること 専門的な研修修了者を1名以上配置し指導等を実施しており、専門性の高い看護師を配置している場合